~職場内で掲示・回覧願います~

協会けんぽうなくしま通信・計画



始めよう!健康事業所宣言

「健康事業所宣言」とは、従業員の皆さまが心身ともに元気に働ける会社を目指して、健康づくりの取り組みを宣言することです。宣言にエントリーしていただいた事業所さまには、協会けんぽ福島支部が健康づくりのサポートをさせていただきます!

健康事業所宣言の特典

- ①協会けんぽ福島支部作成「健康事業所宣言」の宣言書&フレームを贈呈
- ②企業の健康度が分かる「事業所健康度レポート」の贈呈
- ③健康に関するセミナーの無料受講(出前講座)
- ④健康づくり DVD の無料貸出
- ⑤健康づくりの情報紙配布

各種認定制度にチャレンジ

●ふくしま健康経営優良事業所認定

従業員に対し、積極的な健康増進の取組を行っている事業所を福島県が認定する制度です。 健康事業所宣言に登録されている事業所の中から、認定候補となる事業所を協会けんぽが 福島県へ推薦します。



●健康経営優良法人(中小規模法人部門・大規模法人部門)

経済産業省により創設された、特に優良な健康経営を実践する法人を顕彰する制度です。 中小規模法人部門では、健康事業所宣言への登録が申請の要件になっています。



※上記認定を取得した事業所は「ふくしま産業育成資金融資制度」の利用において保証料率の優遇を受けることができます。

エントリー方法や健康事業所宣言の詳細についてはコチラから

お問い合わせ:企画総務グループ 024-523-3916



メルマガ 登録者 募集中

福島支部ではメールマガジンを月1回配信(臨時号有)しています。

- ・知らなきゃ損する!健康保険の制度・いち早くお届け!法改正等の情報
- ・保険料率の改定 ・セミナーやキャンペーンのお知らせ など

登録はこちらから 協会けんぽ福島 メルマガ

検索



このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。 納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が 支払われます。

しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

健康保険の対象となる場合

急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷 (肉離れなど)・骨折・脱臼 ※骨折・脱臼については医師の同意が必要です。(応急処置を除く)



詳細はホームページを ご参照ください。

※ 柔道整復師にかかる場合の注意事項

①負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。

外傷性の負傷ではない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上に負った負傷は健康保険は使えません。

また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は「協会けんぽ」へ連絡をしてください。

②療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。

- ③領収書は必ずもらいましょう。
- ④治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長時間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

⑤「ついでに他の部分も」や「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は 支給対象外です

「協会けんぽ」より治療内容についてお尋ねすることがあります

「協会けんぽ」より負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。 受診の記録(負傷部位・治療日・治療内容など)、領収書の保管をしていただき、照会がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。

【お問い合わせ】業務グループ 電話:024-523-3917

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。 納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。